

卷 末 資 料

指標等の修正・変更について

令和 6 年度（2024 年度）事業実施報告書から指標（値）等に修正および変更のあったところは以下のとおりです。

Ⅵ. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況 《p.36～p.44》

ページ	事業名				
	修正の理由				
		修正箇所	修正前	修正後	
41	1.学校教育・保育 教育・保育提供区域ごとの実績 ①学校教育（1号認定）《参考：令和7年度（2025年度）》（1）園児数 他市児童 新制度の認定こども園の児童数（実績値）				
		記載の数値に誤りがあったため			
		実績（2025年）	第1区域	1,551	171
			第2区域	1,329	16
			第3区域	811	17
			合計	3,691	204

用語の解説

【アルファベット】

ICT(情報通信技術)

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

SNS

「Social Networking Service」の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

-あ行-

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるよう支援や援助を行うこと。

-か行-

家庭生活支援員

ひとり親家庭等において、修学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣または支援員の居宅等において、児童の世話等を行う支援員のこと。

キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子ども数とみなされる。

子育て支援コーディネーター

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭が身近に思える場所で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発する人のこと。

こども家庭センター

令和6年（2024年）施行の改正児童福祉法に位置付けられた市区町村の機関。子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うことに加えて、サポートプランの作成や地域資源の開拓を担うことで、さらなる支援の充実強化を図るもの。

子ども・子育て支援新制度

平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

子どもの安全見まもり隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路におけるこどもの見まもり活動等を行うことにより、こどもの安全の確保をめざす組織。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、こどもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、こどもの権利の養護とこどもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や、地域の方などと知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、児童生徒の成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める取り組み。

-さ行-

主任児童委員

地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見まもり、子育ての不安

や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

ソーシャルスキルトレーニング

社会生活に必要なスキルを身につけるための訓練。

-た行-

地域教育力

地域の住民や自然、施設などの環境が心身両面の成長や発達に与える影響力

-な行-

認定こども園

就学前のこどもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4 類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

- ①：平成 26 年度（2014 年度）までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成 27 年度（2015 年度）からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型
- ②：認可幼稚園が保育所機能を備えている類型
- ③：認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④：幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

-は行-

パーマネンシー保障

永続的な家庭関係をベースにした家庭という育ちの場の保証。

フォスタリング機関

里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務（フォスタリング業務）を実施する機関。

-ま行-

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

-や行-

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

-わ行-

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

ご意見・ご感想をお寄せください

この報告書へのご意見・ご感想を募集します。いただいたご意見等は、次年度以降の計画推進において各事業などの改善につなげるために活用します。

豊中市の子育ち・子育て支援施策を推進するため、ご協力をお願いします。

●対象者

豊中市に在住か在勤・在学する人

●提出方法

市ホームページから電子申込か、別添の用紙に記入のうえ、郵送、持参、ファックス、電子メールで下記の提出先にご提出ください。

●提出先

郵送・持参の場合：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎3階

豊中市こども未来部こども政策課

（持参の場合は平日8：45～17：15の間）

ファックスの場合：06-6854-9533 豊中市こども未来部こども政策課

電子メールの場合：kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

●記入項目

名前、性別、年齢、連絡先（住所・電話番号・ファックス・メールアドレス等）、ご意見

●提出期間

令和8年（2026）10月1日（木）～令和8年（2026年）11月16日（月）必着

●資料の設置場所

◇豊中市役所（第二庁舎3階こども政策課、第二庁舎4階市政情報コーナー）、庄内出張所、新千里出張所、子育て支援センターほっぺ・ほっぺ南部分室、地域子育て支援センター（16か所）、市民公益活動情報センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、とよなか国際交流センター、生活情報センターくらしかん、図書館（8か所）、公民館（4か所）、青少年交流文化館いぶき、教育センター、文書館でご覧いただけます。

◇市のホームページからもご覧いただけます。

【ホームページURL】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hokoku/houkoku_ikenbosyu.html



●意見提出上の注意

提出されたご意見等は、名前、連絡先等を除き、公表されることがあることをあらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

なお、ご意見等に対し、個別に回答はできません。その旨ご了承ください。

●問合せ

豊中市こども未来部こども政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（電話：06-6858-2258）

こどもすこやか育みプラン・とよなか令和7年度(2025年度)
事業実施報告書へのご意見・ご感想

FAX : 06-6854-9533

Email : kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

*電子メールの場合は件名を「事業実施報告書への意見」とし、本文に下記の事項を記載してください。

名前		連絡先	電話			
			メール			
住所		性別	男・女	年齢	歳	
1. 令和7年度（2025年度）の事業実施状況について《5～103ページ》						
2. 審議会評価・意見に対する市の考え方について《104～107ページ》						

ご協力ありがとうございました。

第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画
こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和 7 年度(2025 年度)事業実施報告書

令和 8 年(2026 年)10 月
豊中市こども施策推進本部会議事務局
豊中市 こども未来部 こども政策課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533
